

林地開発における 不適切な開発の抑制について

令和7年5月29日

福島県森林保全課

目次

- 1 林地開発許可制度の概要
- 2 不適切な開発の抑制について
 - (1) 監督処分等を行った許可受人名等の公表
 - (2) 林地開発の一体性の判断基準の見直し
 - (3) 現地調査及び指導等について

林地開発許可制度の概要

林地開発許可とは？

森林法第10条の2第2項において

知事は、次のいずれにも該当しないと認めるときは、**許可しなければならない**

- ・ 災害を発生させるおそれがあること
- ・ 水害を発生させるおそれがあること
- ・ 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること
- ・ 環境を著しく悪化させるおそれがあること

災害を発生させるおそれがあること

開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあるか

土工、法面保護の適切な実施や排水施設等の防災施設の設置等が適切か審査

水害を発生させるおそれがあること

開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがあるか

洪水調節（整）池の設置は適切か審査

（降雨強度式の適用や狭小箇所（ネックポイント）の河川協議を踏まえ）

水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること

開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を及ぼすおそれがあるか

貯水池や導水路の設置は適切か審査

環境を著しく悪化させるおそれがあること

開発行為により、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがあるか

残置森林等の適切な配置を審査

(市町村等においては、残置森林等の維持管理協定等の締結)

林地開発許可では関係法令の許認可を確認

(例えば)

- ・ 国土利用計画法
- ・ 環境影響評価法
- ・ 道路法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 景観条例
- ・ 太陽光発電施設の設置に関するガイドライン など

林地開発許可制度では

○ 住民説明会の実施等について

「太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について」では、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、

申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい」とあり、実施状況を確認

林地開発許可制度では

○ 所謂「景観」について

「太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について」では、開発行為をしようとする森林の区域に残置し又は造成する森林又は緑地の面積・・・とあり、森林率はおおむね25%（残置森林率はおおむね15%）以上とする。

太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましいとあり、申請者に促しています。

不適切な開発の抑制について

R7.4.1～

- (1) 監督処分等を行った許可受人名等の公表
- (2) 林地開発の一体性の判断基準の見直し
- (3) 現地調査及び指導等について

(1) 監督処分等を行った許可受人名等の公表

林地開発許可における監督処分等（中止命令、中止指示等）を行った許可受人名等の公表

○ 公表基準

ア 適用日

令和7年4月1日～

イ 公表の対象者

適用日以降に「ウ 公表の対象とする処分等」に該当した許可受人

ウ 公表の対象とする処分等

監督処分：中止命令・復旧命令・許可取消

行政指導：中止指示（事業者の責により重大な被害（区域外の道路、人家、田畑等への土砂の流出等）を及ぼした事案に限る。）

(1) 監督処分等を行った許可受人名等の公表

エ 公表する情報

- ・ 許可受人名及び住所（法人にあっては、名称、事務所所在地）
- ・ 処分等を行った日
- ・ 処分等の内容
- ・ 開発行為の目的
- ・ 処分等の根拠法令
- ・ 処分等の原因となった事実

オ 公表する期間

処分の名称		公表の期間
監督処分	中止命令・復旧命令	処分日から当該処分を解除するまでの期間
	許可取消	処分の翌日から起算して5年が経過する日までの期間
行政指導	中止指示（重大な事案に限る）	是正措置完了を確認した日までの期間

(2) 林地開発の一体性の判断基準の見直し

近接する複数の開発計画において、小規模林地開発の計画が、林地開発許可制度の対象から外れることのないようにするため、林地開発の一体性判断について基準を改正しました。

※主な判断基準

時期の一体性： **前の開発完了から5年以内**に次の開発（注）
を行う場合

（注）実施主体と実施箇所の一体性がある追加又は新たな開発

(3) 現地調査及び指導等について

再生可能エネルギーの推進に伴うFIT制度開始以降、太陽光発電施設の設置が増加する中、防災施設を先行して設置しない等の林地開発許可条件の違反が多数発生しています。

令和6年度は全ての林地開発許可済案件において、現地調査を1回実施しましたが、令和7年度以降は、全箇所1回の調査に加え、**開発の進捗等（防災施設の設置状況や違反行為の有無）を踏まえ必要に応じて複数回の調査・指導を実施し、違反行為の未然防止並びに不適切な林地開発の是正に努めます。**